

## 答 申

審査請求人（以下「請求人ら」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）２７条１項３号の規定に基づく入所措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が行った、請求人らの子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「本児」という。）に係る法２７条１項３号の規定に基づく入所措置決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第３ 請求人らの主張の要旨

請求人らは、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

自閉症や強度行動障害の介護の実態を把握し、医師の指示の下、必要児童には、重度知的障害者と同等の重度加算を付け、児童福祉施設と契約入所を結べるように改善すべきである。本児は当初契約入所を希望していたが、介護の度合いは重度で人手が必要であるにもかかわらず、知的障害の度数である中度の加算しか給付されないことを理由に措置入所を余儀なくされた。児童福祉施設等措置費徴収額決定通知書で決定された金額は、契約入所費用の３倍を上回る費用になり、保護者への費用負担が行政の支援制度の不整備により強制されることになっていることも鑑みた上で、本当に措置入所でないといけないのか考えてほしい。児童相談所の対応はあまりにも粗末で説明も不足している。

### 第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

## 第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過         |
|------------|--------------|
| 令和６年 ６月２５日 | 諮問           |
| 令和６年 ８月１６日 | 審議（第９１回第３部会） |
| 令和６年 ９月１７日 | 審議（第９２回第３部会） |

## 第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### １ 本件審査請求の適法性について

本件処分は、令和５年１２月２６日付けで既に解除されており、本件処分の効果は将来に向かって消滅しているが、請求人らは、本件処分に伴う入所費用について法５６条に基づく児童福祉施設措置費の請求を受けている。本件処分が取り消された場合には、請求人らに入所費用を負担させる根拠を欠くこととなるため、請求人らは、本件処分の解除によっても、なお、本件処分の取消しによって回復すべき不服申立ての利益を有する者であるから、本件審査請求は適法である。

### ２ 本件処分についての検討

#### (1) 法令の定め等

ア 法２７条１項３号は、法２６条１項１号の規定による報告があった児童につき、都道府県が行う措置として、児童を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等に入所させることを挙げる。また、法２７条４項は、同条１項３号の措置は、児童に親権を行う者の意に反して、これを採用することができないとしている。

イ 障害児施設の入所に係る契約及び措置の判断については、地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言に当たる「障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について」（平成２１年１１月１７日付障障発１１１７第１号厚生労働省社会・援護障害保

健福祉部障害福祉課長通知の別紙。以下「課長通知」という。）により、運用の考え方が示されている。

課長通知によれば、障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、個々の児童の状況を勘案して行うこととされ、契約又は措置で入所した場合でも、その後の児童や家庭等の状況の変化に応じて、契約から措置へ、また措置から契約へと柔軟に対応することとされている（課長通知 2・(3)・③）。

ウ 障害児入所施設において障害児を受け入れた場合の報酬については、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号。以下「報酬告示」という。）により基準が定められており、報酬告示別表に規定する障害児（以下「重度障害児」という。）に対しては、当該報酬が加算される。

- (2) これを本件についてみると、処分庁は、本児の家庭環境から障害者入所施設への入所が必要であると判断し、本児に係る障害者入所施設の受入状況を勘案した結果、請求人らの承諾の下、本件処分を行ったことが認められる。

また、請求人らは、本件審査請求の理由を、強度行動障害について東京都として重度加算を付けないことについての問題提起であると述べ、利用契約と措置入所による費用負担の違いに不服を述べているものであるから、本件審査請求提起後においても、施設入所の同意を撤回したとは認められない。

そうすると、本件処分は、請求人らの意に反して決定されたものであることはできず、法の定めるところに従って適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人らの主張についての検討

請求人らは、上記第 3 のとおり、本件処分は違法又は不当であると主張する。

しかし、上記 2・(1)・イ記載のとおり、契約及び措置に関する判断は個々の児童の状況を勘案して行うところ、措置で入所した場合でも、その後の児童や家庭等の状況の変化に応じて措置から契約へと柔軟に対応することとされていることを踏まえれば、本件処分時、本児を利用契約により受け入れられる施設がなかった状況において、児相が本児について措置入所の判断をしたことが不合理とはいえない。

また、障害児入所施設において重度障害児を受け入れた場合の報酬加算の要否及びその額等については、報酬告示により基準が定められているところ（２・(1)・ウ）、そもそも行政機関である処分庁は、現行の法令等を所与のものとした上で、これに従って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令等を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことを職分とするものであるから、法令等の規定ないし法令等に基づく制度自体が違法又は不当であることを理由として処分を取り消すことはできない。

#### ４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子